



東北運輸局青森運輸支局プレスリリース

令和7年2月4日
国土交通省 東北運輸局青森運輸支局

一般貨物自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を行いました

令和6年7月9日、下記事業者の本社営業所で選任する運転者が、酒気を帯びた状態で事業用トラックを運転した事実が発覚したことから、令和6年9月26日に東北運輸局および東北運輸局青森運輸支局は下記事業者に対し監査を実施しました。

監査の結果、貨物自動車運送事業法等関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を行いましたのでお知らせします。

なお、命令書の交付については、本日、青森運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：株式会社 八戸急行 代表取締役 北上 幸康
(法人番号：7420001006402)
青森県八戸市大字市川町字和野前山17-17

営業所：本社営業所
青森県八戸市大字市川町字和野前山17-17

2. 行政処分等年月日 令和7年1月27日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分 (10日車)

令和7年2月4日から令和7年2月13日 (1両×10日)

(2) 文書警告

【裏面へ続く】

4. 違反の概要

- (1) 運転者に対する指導監督義務違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- (2) 運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反 (特別な指導)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
- (3) 運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反 (運転適性診断受診)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

以 上

《問い合わせ先》

東北運輸局 青森運輸支局 輸送・監査部門
担当：三浦、鈴木

TEL：017-739-1501

(ダイヤルイン「3」)